○国土交通省告示第九百四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定に基づき、四日市港埠頭株式会社から港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　申請者の商号及び本店の所在地

イ　商号

四日市港埠頭株式会社

ロ　本店の所在地

四日市市霞二丁目二十六番地二

二　運営計画の概要

イ　特定埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後十二時まで

ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等

該当無し

ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項

役員十四人及び職員一人を置くこと。

三　縦覧の期間

平成二十六年十月七日から同月二十日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

四　意見書の提出方法等

イ　提出方法及び提出先

(1)　郵送による場合

〒一〇〇―八九一八　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

(2)　ファクシミリ装置による場合

番号　〇三―五二五三―八九三七

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

ロ　提出期限

縦覧期間が終了する平成二十六年十月二十日までに必着

ハ　記載要領

(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第九百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定に基づき、名古屋港埠頭株式会社から港湾管理者が名古屋港管理組合である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　申請者の商号及び本店の所在地

イ　商号

名古屋港埠頭株式会社

ロ　本店の所在地

名古屋市港区空見町四十番地

二　運営計画の概要

イ　特定埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後十二時まで

ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等

ガントリークレーン二基

ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項

役員十人及び職員三十人を置くこと。

三　縦覧の期間

平成二十六年十月七日から同月二十日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

四　意見書の提出方法等

イ　提出方法及び提出先

(1)　郵送による場合

〒一〇〇―八九一八　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

(2)　ファクシミリ装置による場合

番号　〇三―五二五三―八九三七

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

ロ　提出期限

縦覧期間が終了する平成二十六年十月二十日までに必着

ハ　記載要領

(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第九百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗平

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

奈良県吉野郡十津川村大字内原

七二一番

七二三番及び七二四番

七二六番から七二九番まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊野

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

和歌山県田辺市熊野

字黒藏口

一番

一番一

二番一及び二番二

三番一及び三番二

四番

四番一

五番から八番まで

八番一

九番及び一〇番

一〇番一

一一番から一八番まで

一二五一番二

一二五四番一から一二五四番五まで

一二五五番から一二五七番まで

三六番から三九番まで

三九番一及び三九番二

四〇番から四六番まで

四七番一及び四七番二

四八番から五〇番まで

五〇番一

五一番から五三番まで

五三番一

字笹ケ垣内